

### 第3回 袋井市水道料金等懇話会会議録

期 日 令和6年9月27日(金) 午前9時30分～12時15分

場 所 袋井市役所 3階 301会議室

出席者 委員 佐藤和美、宮原高志、鈴木祐子、田中利宏、寺下伸志、豊田浩子、  
川上政年、杉井弥生、高橋美穂（設置要綱順による 出席者9名）

市 環境水道部長、水道課(4名)、下水道課(4名)

コンサル 大場上下水道設計(2名)、日本水工設計(2名)

#### □ 議 事

- 1 第2回懇話会会議録について(資料1)
- 2 袋井市水道料金の改定率と新料金体系について(資料2)
- 3 袋井市下水道使用料改定の基本方針と使用料体系について(資料3)
- 4 水道料金と下水道使用料(合算)の改定イメージ(資料4)  
水道料金・下水道使用料 新料金体系(案)一覧(資料5)

#### □ 質 疑

##### 1 資料1「第2回懇話会会議録について」

委員E 全体を総括した説明があったが、文書化したものが欲しい。また、会議録の送付が遅い。発言内容の確認のため、1週間程度で会議録を作成して欲しい。

事務局 第2回会議録の総括文書はない。次回から作成する。  
会議録は、第3回資料と同時送付の予定であったことから、2か月後の送付となった。今回は会議録を懇話会資料より先に送るように検討する。

##### 2 資料2「袋井市水道料金の改定率と新料金体系について」

委員C 資料2の補足資料について説明をして欲しい。

事務局 現行料金との比較ができるよう整理した資料で、補足資料の1ページ目は、資料2の21ページ目、表の左側の列に示した基本料金割合30%とした場合、2ページ目は、21ページの表の真ん中の料金体系案で、基本料金割合を34%とした場合の比較表である。  
3ページ目は、21ページの右側の料金体系案で、基本水量を廃止して基本料金割合を34%、従量料金体系を単一制にした場合の比較表である。

委員E 20ページの各検討ケースの評価方法について、項目ごとの評価理由を知りたい。検討ケース4の評価が「◎」となっている理由がわからない。  
例えば、検討ケース2で企業債残高対給水収益比率が300%を超えてしまう期間

があり評価が「△」となっている。計算上、20年先に10%程度の差があるが、評価に差が出る理由がわからない。市として評価の根拠を教えて欲しい。

次に、21ページの公平性の料金体系表について、使用水量区分が16m<sup>3</sup>と40m<sup>3</sup>で金額に2倍弱の差があるが、水量では3倍程度の差である。何が影響して料金が2倍なのか。使用水量に見合った金額を払うという公平性の観点からすると、不公平である。逓増制についても見直す必要がある。使った水量に見合った料金を支払うとき、どのような料金体系となるのかを知りたい。

10m<sup>3</sup>使用の人と30m<sup>3</sup>使用の人では、設備費等もあるため料金の対比が1/3とまではいかないと思うが、あまりにも水量と料金の比率に差がありすぎる。どのような計算をしているのか確認したい。

事務局 各項目の評価については、現計画では企業債残高対給水収益比率が300%を超えないことを目標としている。300%を超える事業体は、経営能力が低い事業体という位置づけとなることから、子や孫の世代にも配慮し、本市としては300%以下に収めたいと考えている。

また、内部留保資金6億円を確保するこれまでの考え方にに基づき、検討ケース4が妥当であるとして評価を「◎」とした。そして、検討ケース5については、内部留保資金が6億円に満たない期間が短いため、許容範囲と考えて「○」とした。

コンサル 料金収入の計算方法は、必要な料金収入の34%を基本料金でまかない、残りの66%を従量料金で回収できるように料金を設定した。21ページの右側の料金体系で16m<sup>3</sup>と40m<sup>3</sup>で水量の増加割合と料金増加割合が一定でないのは、基本料金と従量料金の合計になっているためである。なお、従量料金の部分は一律に1m<sup>3</sup>につき132円加算している。

委員E それを解消する方法はないのか。公平性を保ちながら使用水量と比例した料金設定にするには、基本料金を下げるか逓増制の比率を変えるのか、他にアイデアはないのか。

事務局 先程の説明の繰り返しになるが、資料2補足資料の3ページは基本水量が無い場合の料金表である。まず基本料金を設定し、これは施設の建設や維持管理費等の固定費に充てるもので、基本料金割合を34%として設定している。次に使用水量ごとの従量料金で、1m<sup>3</sup>当たり一律132円の単価で計算している。

委員E 評価において、企業債残高対給水収益比率が300%を超えたら駄目であるなら、評価が「△」のケースは「×」ではないか。また、内部留保資金が6億円以下となるケースも「△」ではなく「×」になり、結果的に評価は「◎」と「○」だけとなる。「△」があると選択してもいいと思ってしまうため、記載に無いほうが良い。「◎」と「○」の違いは、「◎」は、改定率が12%で内部留保資金6億円維

持、「○」が改定率11%で内部留保資金を概ね6億円維持であり、市の優先度は、改定率1%を下げるより内部留保資金6億円維持が重要ということによいか。

事務局 昨今の物価高の状況を考慮し、下水道使用料と合算した場合どのようなようになるかを確認しながら、ケース4又はケース5のどちらを選ぶかの選択肢もある。

委員C 企業債残高対給水収益比率が300%を超える事業体は、国から経営能力が低い事業体という位置付けとなるという話だったが、国から注意を受けるか。  
また、検討ケース4、5では、企業債比率が45%と35%となっている。19ページで企業債比率は40%未満が望ましいと記載があるが、企業債比率について国から指摘を受けることはあるか。

事務局 企業債残高対給水収益比率が300%を超えても国から注意を受けることはないが、300%以下が望ましいことから、今回、シミュレーションを行ったところ、企業債比率は40%までが限界だという結果となった。

委員C 18ページの企業債残高対給水収益比率のグラフで、令和元年から令和4年に類似団体平均値として「303～323%」とあるが、具体的にどこの団体か。  
また、300%を超えている団体という認識でいいか。

事務局 類似団体とは給水人口が5から10万人規模で、本市と同規模の事業体の企業債残高対給水収益比率の平均値を載せている。

委員C 市と同規模事業体の平均値が企業債残高対給水収益比率300%を超えているが、市としては300%以下を目指したいという認識か。

事務局 水道事業は各市町によって経営判断が様々であり、本市のように5年ごとに料金改定を行っている市町もあれば、10年、20年の期間で改定する市町もある。  
また、全国の事業体の約6割が水道料金の改定をせずに原価割れをしている状況といった記事もあった。同規模事業体の平均に合わせるのではなく、本市として企業債の比率を決めていくのが望ましいと考える。

委員B 18ページの企業債残高対給水収益比率のグラフで、前ページに借入利率が上昇傾向にあるという記載があったが、このシミュレーションでは借入利率をどのように設定しているのか。  
また、世代間の公平性という観点から、今後、人口が減少していく中で、今の世代と子孫世代との公平を考えると、現在の企業債残高対給水収益比率は196%だが、30年後にはどのケースも300%近くなる。借入利率を30年後までどのような利率で計算されているのか。

- 事務局 借入利率に関しては、現時点では一律2%でシミュレーションしている。
- 委員A 今日は皆さんに改定率を決定していただきたい。資料2の20ページに料金改定率がケース2から6まである。どのケースが料金改定に適しているか、意見をいただきたい。
- 委員G 私は、シミュレーションが大事だと思っている。今年は、能登半島地震からずっと災害が起きている場所もあり、最初の懇話会で早めに耐震化をした方がいいという意見もあった。これらを念頭に比較表を見て、検討ケース4は、内部留保資金が6億円確保されており、スムーズに更新を進めるためには検討ケース4が理想だと考える。  
先ほど企業債残高対給水収益比率が300%を超える事業体は健全ではない状況だと聞いたため、やはり検討ケース4に賛成する。
- 委員E 私は、検討ケース5がいい。検討ケース4より改定率が1%低く、内部留保資金も概ね6億円維持できるなら1%でも低い方がいい。
- 委員D 私も改定率が低い方がいいと思う。検討ケース5に賛成する。
- 委員C 先ほど浜松市が改定率20%という話があった。検討ケース3か4の間がいい。先日の宮崎県地震の後に南海トラフ臨時情報が発令され、南海トラフ地震発生の危険が高まっていると感じたため、耐震化はどんどん進めた方がいい。今はより理解されやすい状況だと思うことから、改定率を多少高くしてもいいと思う。  
検討ケース4か5かと言われれば検討ケース4であり、企業債残高対給水収益比率300%以下になる検討ケース3に近い検討ケースもあればいいと思う。
- 委員B 私は、検討ケース2がいい。30年後のシミュレーションでは企業債残高対給水収益比率が300%を超えてしまうかもしれないが、30年後なので不確定要素が大きい。10年後ぐらいまでのシミュレーションを見ると、将来の世代の負担を減らすという意味ではいいと思う。
- 委員F この中だと、検討ケース4がいい。浜松市が改定率20%と言っていたが、しばらく料金改定を行っていなかったとのことだったので20%上げてもいいと思うが、袋井市は定期的に料金改定しているため、20%上げるのは厳しい。他の市町と比較して料金が上がりすぎてしまうと袋井市への転入者がいなくなると困る。また、企業債残高対給水収益比率は300%以下に設定した方がいい。検討ケース4は改定率が令和8年度の12%で、それ以降は10%以下となるため、12%が妥当であると思う。財政的に余裕があるうちに耐震化を早く進めた方がいいと考えているが、市民の生活に直結する料金なので上がりすぎると反発が大きくなると思うため、検討ケース4が妥当と考える。

- 委員 H 検討ケース 3 だけが耐震化目標年度が令和13年度で、他の検討ケースは令和15年度である。私も耐震化を早く進めた方がいいと思っているため、防災意識が高まっている今のうちに進めて欲しい。耐震化目標年度は令和13年度として、企業債比率について検討し、検討ケース 3 と 4 の間の検討ケースがいいのではないかと思う。賃金や物価の上昇を考えると、料金を上げることは、社会情勢にも合っていると考える。
- 委員 I 私は、検討ケース 4 がいい。耐震化を早く進めて欲しいが、ゴミ問題等もあり、いろいろと少しずつ値上がりしているため、料金が上がりすぎるのは厳しいと思う。将来の子孫世代のことを考えると負担を残したくないと思うため、市の財政力があるうちに検討ケース 2 や 3 のように料金を上げてもいいとも思う。しかし、物価高は日々、身に染みて感じているため、検討ケース 4 が妥当だと考える。
- 委員 A 私も検討ケース 4 を推奨する。改定率を抑制しつつ、内部留保資金 6 億円を確保、企業債残高対給水収益比率を300%以下に維持できるということで妥当だと考える。  
皆さんの意見の結果、検討ケース 4 の推奨が 4 名となるが、H委員は検討ケース 4 でよいか。
- 委員 H 検討ケース 3 と 4 で、改定率が20%と12%では差が大きいと感じる。耐震化の目標年度は令和13年度がいいのだが。
- 委員 A やはり検討ケース 3 と 4 の間の希望である。  
改定率については、本日決定したいので、最も意見が多かった検討ケースを採用したい。検討ケース 5 が 2 名、検討ケース 4 が 4 名、検討ケース 2 が 1 名、検討ケース 3 と 4 の間が 2 名となった。  
検討ケース 4 を皆さんの意見の集約としたい。改定率は検討ケース 4 を採用するというので、この先の料金体系について考えていただきたい。  
次に、資料 2 の21ページに新料金体系で 3 パターン挙げている表があるが、実際はもっと多くの組合せがあるところ、3 パターンにしている。よって、基本水量の廃止か現状かについて、基本料金の割合の34%引き上げについて、従量料金の逡増制もしくは単一制の選択について、この 3 つの観点で意見をいただきたい。そして、新料金体系の組み合わせを作っていけばいいと思う。
- 委員 E 先ほどの話に戻るが、基本料金をやめるという選択肢はないのか。料金が基本料金の影響を受けるのであれば、設備償却の面で考えると使用水量が少ない設備は多い設備より劣化も遅くなると考えられるため、基本料金も使用水量に比例すれば成り立つと考える。使用水量により料金が決められないのだろうか。

- 事務局 水道管に流れる水量に関係なく、水道管や水道施設等の耐用年数は一定である。水道管を設置したときに、使用水量が多いユーザーがいれば一番効率的である。
- 委員E 水道管を劣化させるのは使用水量が多いユーザーではないか。使用水量と設備の償却年数は比例関係にないか。  
何が一番公平かという考え方の問題で、今は基本料金の有無についての議論になっているが、使用水量に見合った金額になるような料金算定の方法は他にないのか。  
3パターンの中で選ぶとなると基本料金割合を現状の30%にした方がいいと思う。前回の懇話会で少量使用者への配慮は福祉等の別の面で補填をして、それ以外は水量比例がいいという意見を出したが、これに対する対応策はこの議論には含まれていないということか。それが決められない理由は、踏み込めないということか。
- 事務局 はい。
- 委員D 基本料金は無い方がいい。少量使用者へは福祉の面から補助し、使った分だけ払う方法が分かりやすいと思う。
- 委員A 基本料金について議論されているが、水道事業には、様々な設備に係る固定費があり、加えて需要家費という各家庭のメーターや引込管の費用がある。このようなコストは使用水量の多寡にかかわらず発生する費用であり、このコストを基本料金に含めて負担するという考え方である。また、基本料金も口径毎に異なっている。  
水道事業には、使用水量に関係なく発生するコストがたくさんある。そのコストは、本来であれば基本料金で回収すべきだが、極端に基本料金が高くなってしまったため、基本料金で数十%、残りを従量料金で回収する方法となっている。もし、基本料金を廃止すると非常に不安定な水道事業経営となってしまうことから、需要家費と固定費の数十%は基本料金で徴収することが望ましく、基本料金に含めて需要家費と固定費を回収しないと水道事業経営は成り立たないと考えられる。本来であれば、需要家費と固定費を基本料金で回収するべきという料金算定要領が定められ推奨されているが、少量使用者等には負担が大きく適切ではないという考え方から従量料金からも回収するという流れになっている。このように基本料金について御理解をいただきたい。
- 委員D 使った人で需要家費・固定費を割ればいいと思う。
- 事務局 例えば、空き家等の使用水量が0 m<sup>3</sup>の使用者や少量使用者の基本料金を無くした場合、負担をどうするかという問題となる。固定電話と一緒に、使用量に関係なく、ベースに係る必要な固定費があり、基本料金として徴収しないと、経

営が困難になる恐れがある。誰も使わなかったときに固定費を誰が負担するのかという問題になる。

委員D 水道を引くときに、本管からメーターまでを自分で負担する場合があると思う。

事務局 最初に本管から引き込む場合には必要になる。

委員D 既に家が建っていて、その後ろに新たに家を建てる場合、個人で水道を引く場合がある。本管が来てれば、本管から引き込む分で済む。自分で費用負担をしているのだから、基本料金はなくてもいいと思う。市が全部負担するのであれば理解できるが。

事務局 最初に本管の整備費用を負担いただく場合があるが、その後に水道管やポンプ場などの水道施設を更新していかなければならない。将来の更新費用等の部分は水道事業全体で見込む必要がある。固定的な部分は基本料金で負担していただきたい。

委員E 設備が残っていても水を供給しなければ料金は支払わなくてよいか。

事務局 料金を支払わなくてよい状況になった場合は、管路の口径を小さくするダウンサイジングや管路の廃止となる。極端な例として、山奥だとポンプ場等をやめて給水タンクに水を運び、受水槽を設置してそこから配水する場合もある。人が少なくなった場合は、違った形の設備投資が発生する。

委員E 「民報ふくろい」（日本共産党袋井市委員会発行）の説明をしていただきたい。

委員A まずは料金体系について委員の皆様の意見をまとめ、議論が終わったところで「民報ふくろい」について説明をいただきたい。  
話を元に戻して、基本水量を廃止するかどうか、基本料金の割合を34%に上げるのか、従量料金を逓増制もしくは単一制にするか、3つの観点でご意見をいただきたい。

委員I 基本水量は現状でいい。基本料金は上げて欲しくないが、34%に賛成する。

委員A 従量料金はどうか。

委員I 従量料金は逓増制でいい。

委員H 水を使っていない人は払わなくても良いという考えである。基本水量は現状で、基本料金を上げるか、現状維持かの選択となる。

基本料金に関しては、社会情勢を考えると上げた方が良い。基本料金を上げることで社会的弱者の負担が増えてしまうのであれば、福祉の面で対応していただきたい。

事務局 水量0 m<sup>3</sup>のユーザーは0円にしたいということか。  
基本水量を残して基本料金があるとなると、基本料金は必ず払わなければならない。

委員H 水を使っていないのであれば、払わないというのが良いが、基本料金は払うべきだと考えている。先ほど基本料金について議論があったが、施設を導入して使用できる状態にするのであれば、社会的インフラに対する支払い義務があると考えするため、基本料金は支払うべきである。

委員F 基本水量は、基本水量分は従量料金を払わないでいいということか。

事務局 基本料金は払うが16m<sup>3</sup>までは基本料金に含むということである。

委員F 基本水量は現状のままでいい。基本料金は、安定的な水道事業を継続するために必要である。水道管は水を使わないと錆びてしまうため、たくさん使ってくれるユーザーがいる方がいい。  
宅内配管については個人負担だが、量水器は数年ごとに市の負担で交換しており、使用水量の多い少ないに関係なく必要な費用である。  
水道管の更新は使用量に係わらず一定期間で更新が必要であり、むしろ使用していない方が早く老朽化すると思う。水道管の耐震化に必要な費用は、基本料金を上げないと厳しいと考える。  
従量料金は、使用水量が多いユーザーが支払う方が少量使用者の負担も減ると思うため、逦増制でいい。

委員G 当初は、基本水量は維持でと考えていたが、全国的に廃止している事業体が増えていることから、使った分だけ支払う料金体系がいい。実際、公平性の料金を見た時に16m<sup>3</sup>の料金は高くなっているが、2世帯以上の料金は安くなっているため、基本水量は廃止するのがいいと考える。  
基本料金は34%に賛成する。従量料金は、現状と同じ逦増制でいい。

委員B 基本水量は将来的には廃止していいと考えるが、今は現状のままでいい。基本料金は34%より上げた方がいいと思うが、34%に賛成する。逦増制は現状のままでいい。

委員C 基本水量は現状のままで、基本料金は34%、逦増制も現状のままでいい。  
使用水量16m<sup>3</sup>で現行料金から新料金で500円程度、80m<sup>3</sup>で2,000円程度の値上が

りとなる。一方、公平性の料金を見ると、80m<sup>3</sup>であまり変わらない。家計への負担を考えると公平性の料金は負担が大きくなりすぎており、できれば使用水量が多いユーザーや企業等に多く負担していただきたい。料金の上げすぎは良くないが、真ん中の欄の料金体系がいいと考える。

委員D 基本水量は廃止して、基本料金は34%にし、従量料金は現状のままでいい。

委員E 基本水量は廃止して、個人的には水を使わない人は1円も払わないというのが正しいと思う。基本料金無しで成り立つような料金体系を考えて欲しい。現在の使用水量が少ないユーザーの現行料金と、その方が12%改定したときの料金を比較したい。この先20年、30年設備投資をしていかなければならないが、基本料金収入がないと設備投資費用の確保が不安定になるという理屈、道理・筋道が分からない。つまり、使用料が不安定になるということではないのか。使用料に設備投資費用を加算する計算になっていれば、使用水量の増減に応じて必要な設備投資費用を確保できるのではないか。

委員A 例えば、市民全員が全く水を使用しなかった場合、水道事業に関わっている人たちの人件費はどのように捻出するのか。人件費は、固定費である。他にも企業債の利息の支払も固定費である。このように、水を使わなくても発生するコストは確実にある。基本料金を廃止すると、これらを補填する財源が無くなってしまう。そのために、基本料金というものが必要となる。

委員E 今の事例は極端な場合であり、本当に全く水を使用しないのであれば、水道事業をやめればいい。設備をサイズダウンしていくのに費用がかかるのは分かるが、使用水量に見合った従量料金の体系を考えればよい。使用水量が減って、現状の設備の半分程度になった場合は、料金を再検討すればいいと考える。従量ベースの1m<sup>3</sup>当たりの金額を見直せばいい。それは、生活状況が全く変わっている場合の議論であり、30年先の300%の議論をしているが、そのようなレベルの話ではないと考える。

委員A E委員は基本水量を廃止し、基本料金が無い料金体系を考えて欲しいということが良いか。

委員E はい。

委員A 最後に私は、基本水量の本来の役割は今日の社会環境においては果たし終えたと考えており、基本水量は廃止しても良いと思うが、今回の料金改定については維持した方がいいと考える。  
理由は、基本料金を34%まで上げると、基本料金が全体的に上がることとなる。

ここで基本水量を廃止すると、少量使用者への配慮を考える必要がでてくる。例えば少量使用者の基本料金を若干減らし、他の口径に負担してもらうこととなると、今回、基本料金が上がるのに加えて、さらに負担が増えることとなるため、今回は基本水量を継続することとし、基本水量の廃止については、次回の料金改定時の課題としたいと考える。

従量料金については、逓増度1.1という数字は高いものではないため現状維持としてもよい。理論的には単一制がいいと思うが、今回の改定では逓増制の維持でいいと考える。

これで委員全員の意見がそろった。基本水量については、多数決で廃止と現状維持が3対6となり、現状維持となった。基本料金については、34%まで上げることに同意をいただいた。そして、従量料金の逓増制についても現状維持に同意をいただいた。よって、21ページの中央の組み合わせを採用するというところでよろしいか。次回、E委員が希望されたシミュレーション案が出てくると嬉しい。

事務局 E委員から提案のあったシミュレーションについては、検討して次回資料として提出したい。

委員A 以上で水道の議事は終了とする。最後に「民報ふくろい」について説明をお願いしたい。

事務局 このチラシにあるとおり、「袋井市と遠州水道との契約水量は、1日41,200m<sup>3</sup>となっている。そして実際の受水量は1日あたり23,947m<sup>3</sup>である。なお、県の施設更新計画では、令和14年度に1日あたり23,900m<sup>3</sup>となっている。この紙面で言いたいことは、「契約水量が実際とは大きな乖離」である。この経過としては、当初、天竜川の水を寺谷浄水場から西部地域の市町に供給していたが、平成元年に太田川ダムを建設することとなった。当時は、人口が大きく増加していたことから、将来、水需要が高まると予測し、1日あたり41,200m<sup>3</sup>を見込んだ。県は各市町からの必要水量に基づき、費用を投じて施設規模を拡張したが、結果的に人口が増加しなかったため、基本料金の契約水量との乖離が生じてしまっている。遠州水道の料金は基本料金と使用料金の2つで構成され、基本料金については、建設や維持管理のコストをまかなうことを目的に設定されている。

~~~~~ 休 憩 ~~~~~

### 3 資料3「袋井市下水道使用料改定の基本方針と使用料体系について」

委員A 本日は固定的経費の充当率50%について議論する。その前に質問はあるか。

委員C 資料の差し替え部分を教えて欲しい。

事務局 P12 と P13 の累進度設定に誤りがあった。また、P 9 の使用料単価を第 2 回懇話会資料の数値に修正した。

委員 A 固定的経費の充当率を 50%とすることについて決を採りたい。  
改定により固定的経費の充当率が 50%となっても、基本料金は他都市に比べて突出することはない。改定案について異論はあるか。

委員 (異論無し)

委員 A 異論がないため、固定的経費の充当率 50%を採用とする。  
続いて、使用料体系について、基本水量、累進制及び累進度、水量区分の数は現行体系の維持でよいか。

委員 (異論無し)

委員 A 異論がないため、基本水量、累進制及び累進度、水量区分の数は現行体系の維持を採用とする。  
次回懇話会では今回の方針に基づく体系を検討する。

#### 4 資料 4「水道料金と下水道使用料（合算）の改定イメージ

##### 資料 5 水道料金・下水道使用料 新料金体系（案）一覧

事務局 水道料金と下水道使用料の合算改定イメージについて説明する。  
水道料金と下水道使用料は、2 か月分を合算して請求する。  
資料 4 は実際に負担する料金をイメージするための資料である。

委員 A 本日の懇話会では、ここまでとし、資料 4 に関する質疑応答は、次回懇話会で実施とする。  
これにて本日の懇話会を終了する。次回懇話会もよろしくお願いいたします。

事務局 次回の第 4 回懇話会は、11 月 1 日（金）午後 1 時 30 分から開催である。  
以上で、第 3 回袋井市水道料金等懇話会を閉会する。